

訪問看護ステーションの機能強化に関わる実態と課題

キーワード：訪問看護 訪問看護ステーション 機能強化 実態調査

小野美奈子 川原瑞代 河野朋美（宮崎県立看護大学）

荒瀬みえ 佐伯綾子（宮崎県ナースセンター）

I. はじめに

地域包括ケアシステム構築のために、医療と介護の連携の中核を担う組織として訪問看護ステーションへの期待が高まっている。しかし、全国的に、訪問看護ステーションの1事業所当たり常勤換算従事者看護師数は4.8人となっており、小規模なステーションが多い現状にある¹⁾。小規模な訪問看護ステーションでは、利用者の求める24時間対応や緊急時の対応などが必ずしも十分に行えていない現状²⁾もあり、地域包括ケアの中で役割を發揮するためには、訪問看護の機能強化を図ることが課題となっている。このような現状の中、国は、2014年度診療報酬改定において、在宅医療を推進し訪問看護をより一層充実したものとするため、24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介護支援事業所の設置等機能の高い訪問看護ステーションを評価していくこととなった³⁾。

本県においても96か所の訪問看護ステーション（平成28年1月1日現在）が健康障害を持つ人々の在宅療養支援を行い、地域での生活を支えている。しかし、これらのステーションの中には、全国と同様、小規模ステーションが多くみられ、看護師確保の困難さや、運営上の課題を抱えている実態がある⁴⁾。

このような県の現状を踏まえ、我々は、平成27年度より、県の施策の一端を担い、県・県看護協会・大学の協働による地方創生事業「魅力ある大学づくり・人づくり事業」の中で、訪問看護師養成事業に取り組んでいる。この事業は、地域特性とニーズを踏まえ、地域志向看護教育プログラムの開発及び訪問看護ステーションの機能強化を図ることにより、地域包括ケアの中で力を發揮できる看護師を育成することを目的としている。

本稿では、その取り組みの一環として、地域で中核となる訪問看護ステーションが「24時間体制・看取り・重症者対応」「医療・介護のケアマネジメント機能」「地域の在宅療養環境整備への貢献」の機能を持つ、機能強化型訪問看護ステーションとなり、地域の在宅療養環境整備への貢献を行うことを目指すため、県内の実態を調査し、課題を見出したので報告する。

II. 調査方法

県看護協会が実施した平成27年度県訪問看護実態調査の一環として調査を行った。平成27年度県訪問看護実態調査の概要は以下のとおりである。

1 調査目的

県内における訪問看護ステーションの人材確保の現状と工夫、多職種との連携の現状を明らかにし、今後の訪問看護の推進に役立てることを目的とする。

2 調査対象

平成 28 年 1 月 1 日時点における県内の訪問看護ステーション 96 か所。

3 調査方法

自己記入式質問用紙調査票を郵送し、郵送にて回収した。

4 調査期間

平成 28 年 2 月 16 日（金）～平成 28 年 2 月 29 日（月）

5 調査項目

平成 28 年 1 月 1 日現在の状況を把握した。項目は、看護職員数・年齢・平均勤続年数、加算等の状況・看護職員の需給状況在宅医療・関係機関・多職種との連携（会議等の出席状況）・訪問看護に関する相談（対応）・学生等実習の受入状況・人材育成、キャリア支援等である。

上記に【訪問看護の機能強化に関すること】の項目を追加調査した。

6 倫理的配慮

調査に当たっては調査目的を説明し、個人情報保護すること、自由意志での参加であること、回答しなくても不利益は被らないこと等を記載し、回答が返送されたことをもって同意を得たとみなした。

III. 結果

回収率 76%であり、96 か所中 73 か所から回答を得、訪問看護の機能強化に関して、以下の結果を得た。

1 機能強化型訪問看護ステーションの申請の有無について

機能強化型訪問看護ステーションを申請している訪問看護ステーションは 7 か所（9.6%）であり、66 か所（90.4%）が申請なしと回答していた。

2 申請をしていない訪問看護ステーションの実態

1) 今後の意向について（表 1）

申請をしていない訪問看護ステーションのうち、43 か所（65.1%）が、＜要件を満たせば申請したい＞と回答していた。

表 1 今後の意向について

申請の意向	数 (%)
要件を満たせば申請したい	43 (65.1)
申請する意向はない	18 (27.3)
無回答	5 (7.6)
計	66 (100.0)

2) 申請に不足している要件（表 2）

申請に不足している要件として挙げられたもので最も多かったのは＜ターミナル加算件数＞（53.0%）であり、次いで、＜常勤職員数＞、＜特掲診療料の施設基準等別表第 7 号に掲げる疾病等に該当する利用者の受け入れ数＞であった。

表 2 申請に不足している要件（複数回答）

要件	数 (%)
ターミナル加算件数	35 (53.0)
常勤職員数	29 (43.9)
特掲診療料の施設基準等別表第 7 号に掲げる疾病等に該当する利用者の受け入れ数	20 (30.3)
居宅支援事業所の併設	12 (18.2)
24 時間対応加算	6 (9.1)

3) 機能強化を図るために必要な支援 (表 3)

訪問看護ステーションが今後機能強化を図るために必要な支援として最も多かったのは、<訪問看護人材の確保>であり、次いで<医師の理解><地域住民への訪問看護の理解><重症者受け入れが可能となる訪問看護の知識と技術の研修>であった。

また、機能強化型申請のために<ターミナル加算件数>が不足していると答えた 35 か所のうち 19 か所 (54.3%)、及び<特掲診療料の施設基準等別表第 7 号に掲げる疾病等に該当する利用者の受け入れ数>が不足していると答えた 20 か所のうち 12 か所 (60.0%) が、機能強化を図るために必要な支援として<重症者受け入れが可能となる訪問看護の知識と技術の研修>をあげていた。

表 3 機能強化を図るために必要な支援 (複数回答)

支援内容	数 (%)
訪問看護人材の確保	35 (53.0)
医師の理解	26 (39.4)
地域住民への訪問看護への理解	22 (33.3)
重症者受け入れが可能となる訪問看護の知識と技術の研修	20 (30.3)
多職種連携	17 (25.8)
行政の支援	15 (22.7)
その他	1 (1.5)

3 申請をしている訪問看護ステーションの実態

1) 機能強化型訪問看護ステーションの種類

7 か所の機能強化型訪問看護ステーションの種類は管理療養費 1 が 1 か所 (14.3%)、管理療養費 2 が 6 か所 (85.7%) であった。

2) 機能強化型訪問看護ステーションとして果たしている役割 (図 1)

機能強化型訪問看護ステーションとして、<重症者の受け入れ>の役割を最も果たしていると自己評価していた。次いで、<医療・介護のケアマネジメントの発揮><地域住民への情報提供や相談>の役割を發揮していると回答していた。一方、<近隣ステーション等のスタッフの研修の受け入れ><近隣ステーションの相談に乗る>という役割發揮に対する自己評価は低かった。

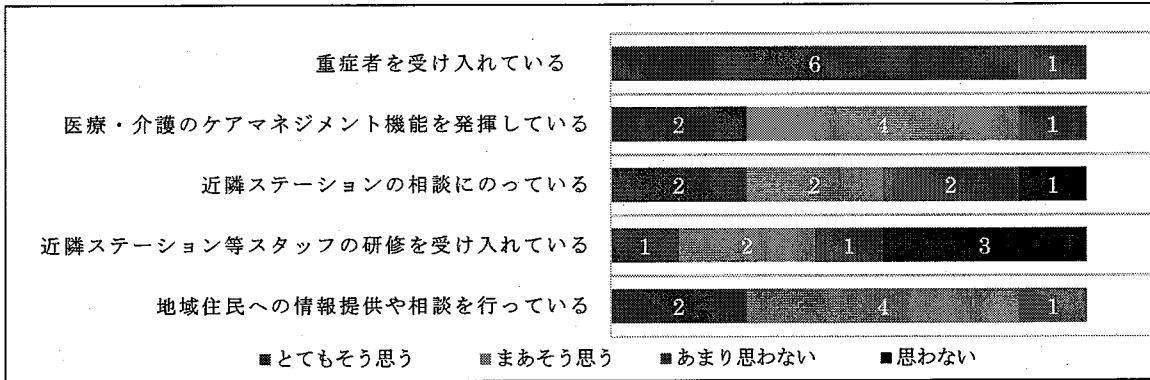


図1 機能強化型訪問看護ステーションとして果たしている役割

3) 機能強化型訪問看護ステーションとして活動する上での困難 (表4)

機能強化型訪問看護ステーションとして活動する上での困難として最も多かったのは<スタッフの確保>であった。次いで<利用者の個人負担の増加><ターミナル療養費又はターミナル加算の算定数の維持>であった。

表4 機能強化型訪問看護ステーションとして活動する上での困難 (複数回答)

困難	数 (%)
スタッフの確保	7 (100.0)
利用者の個人負担の増加	6 (85.7)
ターミナル療養費又はターミナル加算の算定数の維持	5 (71.4)
特掲診療科の施設基準等・別表7に掲げる疾病等患者の受け入れ	1 (14.3)
医師の理解不足	1 (14.3)
その他	1 (14.3)

IV. 考察

以上の結果より、訪問看護ステーションが機能強化を図るための課題と求められる支援について考察する。

1 訪問看護の人材確保について

訪問看護ステーションが今後機能強化を図るための必要な支援として最も多かったのは、<訪問看護人材の確保>であった。

長江らは、「小規模なステーションでは人材の安定した確保・供給、人材育成が困難な状況が指摘され、雇用と定着を潤沢にするためには、病院での臨床経験を条件とせず新卒者等も埋め入れるなど、雇用する看護師の幅を広げる必要がある」⁵⁾と述べ、千葉県や滋賀県などにおいては新卒看護師を訪問看護師として育てようとする先駆的取り組みを行っている^{6) 7)}。

新卒訪問看護師は、採用コスト、教育コストの課題が指摘されているが、訪問看護ステーションならではの成長過程を支える教育プログラムがあれば、貴重な人材となり、組織にも好影響をもたらすことが指摘されている⁸⁾。

このことから、本県においても、「新卒訪問看護師育成プログラム」の開発を行うことで、人材の育成、確保に取り組んでいくことが必要である。

2 訪問看護ステーションの機能強化を図る取り組みについて

「機能強化型訪問看護ステーションの実態と訪問看護の実施状況調査報告書」によれば、機能強化型訪問看護ステーションでは、常勤の看護職員が増加し、利用者も増加しているとの実態が報告され⁹⁾、訪問看護の機能強化を図ることが、地域包括ケアの中で力を発揮できるステーションとなることが示唆されている。

しかし、県内の機能強化型ステーションは、平成28年3月現在、7か所と少ない。申請に不足している要件として挙げられたもので最も多かったのは「ターミナル加算件数」であり、これは全国調査でも同様の傾向であった。これらの実態を踏まえ、国は、2016年の診療報酬改定¹⁰⁾において、「看取り要件の見直し」を行うとともに、医療ニーズの高い「重症児の受け入れ実績」を申請要件に加え、機能強化型訪問看護ステーションを増やしていくことを支援する改訂を行った。本県は、重症児への訪問看護を提供できる訪問看護ステーションが限られている実態もあるため、訪問看護ステーションが重症児への訪問看護が提供できる力をつけていく必要がある。

また、今回の調査で、機能強化型申請のために「ターミナル加算件数」が不足していると答えた訪問看護ステーションのうち54.3%が、また、「特掲診療料の施設基準等別表第7号に掲げる疾病等に該当する利用者の受け入れ数」が不足していると答えた訪問看護ステーションのうち60.0%が、機能強化を図るために必要な支援として「重症者受け入れが可能となる訪問看護の知識と技術の研修」をあげていたことから、訪問看護ステーションとして、重症児及び難病等の重症者を受け入れるための研修へのニーズが高いことが確認できた。

これらのことから、重症児及び重症者の受け入れが可能となる訪問看護の知識と技術を修得するための研修を提供することにより、地域の訪問看護ステーションの機能強化を図るとともに、多職種連携・ネットワーク構築の一助となることを目指す取り組みを行うことが必要である。機能強化型ステーションは、地域の在宅療養環境整備への貢献の役割を持ち、地域における人材育成を担うための仕組みの中核をになう役割がある。県内にある機能強化型ステーションを活用した実習型の研修プログラムを開発し、それに沿って近隣訪問看護ステーションの訪問看護師の実習を受け入れる体制を作ること、機能強化型訪問看護ステーションを中心とした訪問看護人材育成が可能となると考える。

V. おわりに

今回の実態調査を通して、地域包括ケアの中で力を発揮できる看護師を育成するための

目標達成のための方向性が見えてきた。地域から求められている「新卒訪問看護師育成プログラム」及び「訪問看護機能強化人材育成研修プログラム」開発に向けて、今後も関係機関と協働しつつ取り組んでいきたい。

【引用文献】

- 1) 平成 27 年介護サービス施設・事業所調査の結果
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service15/dl/kekka-gaiyou_05.pdf (検索日：2017 年 5 月 17 日)
- 2) 川添高志 (2016)：なぜ、新卒訪問看護師を育成するのか，訪問看護と介護, 21 (11), 856 -860
- 3) 厚生労働省保険局医療課 (2014)：平成 26 年度診療報酬改定の概要
- 4) 宮崎県ナースセンター (2016)：平成 27 年度宮崎県訪問看護実態調査結果
- 5) 長江弘子, 吉本照子, 辻村真由子他 (2013)：【新卒訪問看護師育成プログラム①】「新卒訪問看護師育成プログラム」の開発と概要, 訪問看護と介護, 18(8), 624
- 6) 前掲書 5)：624-631
- 7) 公益社団法人滋賀県看護協会 (2015)：基幹型訪問看護ステーション設置モデル事業 新人訪問看護師確保・育成事業 報告書
- 8) 岡田理沙 (2016)：新卒訪問看護師が組織を育ててくれる，訪問看護と介護, 21(11), 861-865
- 9) 厚生労働省保険局医療課 (2014)：平成 26 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査：機能強化型訪問看護ステーションの実態と訪問看護の実施状況調査報告書
- 10) 厚生労働省保険局医療課 (2016)：平成 28 年度診療報酬改定の概要